

生活保護をめぐる 最高裁、生活保護減額は違法



米原市民報

日本共産党米原市会議員
山脇正孝 Tel.52-1093
日本共産党米原市会議員
藤田正雄 Tel.55-1527

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

6月定例会の最終日、生活保護に関係する損害賠償事件の1審判決確定に伴う賠償額の補正予算が提出され議決しました。また6月27日最高裁では、全国で戦わした生活保護減額に反対する「いのちのとりで裁判」で違法の判決がだされました。

損害賠償が確定

市議会6月定例会最終日の26日、損害賠償請求事件の1審判決確定に伴う経費として9百985千円（損害賠償金7百85千円・弁護士委託料2百200千円）の補正予算が提出されました。

これは2019年12月24日、当時生活保護のケースワーカーをしていた元市職員が担当をしていた市民を刃物で切り付け、殺人未遂で逮捕された事件です。

その後、被害者は市の管理責任を問うとして損害賠償を求めた裁判です。一審が確定したため損害賠償金として被害者に支払われるものです。

事件後、市では専門家で生活保護業務検証委員会を立ち上げ改善を図ったとしています。主な対応策は、保護世帯65世帯に1人のケースワーカー、不当要求には組織で対応すること、人材育成、メンタルヘルス対策等充実を図っていくとのことです。

予算決算常任委員会でもその後の経過について質問がだされ、市は検証委員会の報告に基づき対応をしてきたとの答弁でした。

いのちのとりで裁判

生活保護バッシング

安倍政権下の2013年

雑感

今月の参議院選挙で、参政党が大きく議席を獲得するとの報道が出ています。しかしその政策や公約、また憲法草案を見ると、戦後日本が掲げてきた国民主権、基本的人権、平和主義を根本から崩そうとするものです。日本人ファーストで排外主義をあり、憲法草案で天皇に主権があるという主張。本場に戦前の大日本帝国憲法かと思わせる内容です。下のQRコードは日本共産党元衆議院議員の宮本徹さんの参政党についての動画です。何本かありますので、チャンネル登録をして見てください。

から生活保護基準が段階的に引き下げられました。その背景には、野党時代の自民党議員が一芸能人の母親が生活保護を受けていたとの事例を出し、12年から苛烈なまで生活保護バッシングを行い、そしてその年の選挙で「生活保護基準1割カット」の公約を掲げた。そうして政権に返り咲いた第二次安倍政権が真っ先に手をつけたのが、「公約」通りの、生活保護の引き下げです。

全国で裁判を戦う

それに対して生活保護基準の大幅な引き下げは憲法25条の生存権に反するとして、全国の利用者が国と自治体を訴えた「いのちのとりで裁判」が全国で闘われ、すでに43の判決が出されています。その内容は原告の27勝16敗という結果でした。その内、大阪高裁判決（23年4月・原告の逆転敗訴）と名古屋高裁判決（23年11月・逆転勝訴）で原告被告双方が上告しています。

「違法」との統一判断

上告審判決で、最高裁第3小法廷（宇賀克也裁判長）は27日、保護基準引き下げを「違法」とする初の統一判断を示しました。2014年から全国29都道府県で10000人超がたたかうな

かでの「画期的判決」（原告弁護士団）です。判決は、厚生労働省が保護基準引き下げで物価下落率を使った「デフレ調整」には合理性がないと指摘しており、社会保障審議会の生活保護基準部会などによる検討を経ておらず、専門的知見の裏付けを認められないとしました。そのうえで厚生労働相の判断の過程・手続きには過誤、欠落があり、生活保護法違反だと5人の裁判官全員が認定しました。

損害賠償の意見も

また判決は、国に対する損害賠償請求を棄却しましたが宇賀裁判長は「反対意見」で、利用者が最低限度の生活を満たせない状態を9年以上にわたり強いられしてきたとして、「精神的損害を慰謝する」必要性を指摘。少なくとも1万円以上の請求を認めるべきだと少数意見を付しました。

名古屋訴訟原告弁護士団の内河恵一団長は、保護基準引き下げは12年の総選挙での自民党選挙公約を厚労省が実行したものだ」と批判し、「判決は、利用者の実態に思いをはせ、人間的な配慮がなされた。国に対し、利用者が生活を回復する努力をした」と述べました。大阪訴訟弁護士団の小久保哲郎事務局長は「完勝と言え」と語りました。

